



2023年5月19日

各位

会社名

TOMOEGAWA

登記社名：株式会社巴川製紙所
コード番号 3878

(URL <https://www.tomoegawa.co.jp>)

代表者名 代表取締役社長 井上 善雄

問合せ先 取締役専務執行役員

CFO 経営戦略本部長 山口 正明

(TEL 03-3516-3403)

商号変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、商号変更および定款の一部変更について、本年6月28日開催予定の第164回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 商号の変更について

(1) 変更の理由・背景

1914年に電気絶縁紙の国産化を目指して創業した当社は、「化学と電気物性評価技術の融合」により多角化に成功、昨今では、第8次中期経営計画の中核の一つである「企業体質強化」を目指し、2台の大型抄紙機の停機を行うなど、エネルギー多消費型の木材パルプを主原料とする製紙事業の縮小を順次進めたことで、同事業の連結売上高に占める割合は10%以下まで減少しております。

一方、プリンター用トナー事業においては、同事業の連結売上高に占める割合は35%以上に増加しており、安定的な収益構造を確立しております。加えて、IOTやDXといった世の中の流れの中で、電子部品や半導体製造装置向けに高まっている「熱・電気・電磁波コントロール」等のニーズに応えるべく抄紙及び塗工技術を活用した新製品の開発を推進することによる事業ポートフォリオの転換も進めております。

このような中、来年度、創業110周年を迎えるにあたり、当社グループの実態を株主・投資家をはじめとするステークホルダーに対して明確にして行くこと、並びに当社グループとしての一体感を創出し、持続的な企業成長につなげていくことを目指すため、商号を変更することにいたしました。

変更後の商号は、伝統ある巴川の名称は継承しつつ、今後さらなる事業ポートフォリオ変革を推進していく意思を込めて、既存の事業領域を規定する「製紙」を含めないものといたしました。

(2) 変更後の商号（英文表記）

株式会社巴川コーポレーション (TOMOEGAWA CORPORATION)

(3) 変更予定日

2024年1月1日

※ 本商号変更は、2023年6月28日開催予定の定時株主総会において、定款の一部変更が承認されることが条件となります。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記1に記載の商号変更をおこなうため、下表(2)の通り現行定款を変更するものであります。

なお、この定款変更の効力発生日は、附則を設け2024年1月1日とし、効力発生日経過後これを削除するものといたします。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社巴川製紙所</u> と称する。 英文では、 <u>TOMOEGAWA CO., LTD.</u> と表示する。	第1章 総 則 (商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社巴川コーポレーショ</u> <u>ン</u> と称する。英文では、 <u>TOMOEGAWA CORPORATION</u> と表示する。
第2章の2 A種優先株式 (金銭を対価とする取得請求権) 第12条の5 第1～2項 (条文省略) 3. 償還請求受付場所 東京都中央区京橋二丁目1番3号 <u>株式会社巴川製紙所</u> 第4項 (条文省略)	第2章の2 A種優先株式 (金銭を対価とする取得請求権) 第12条の5 第1～2項 (現行どおり) 3. 償還請求受付場所 東京都中央区京橋二丁目1番3号 <u>株式会社巴川コーポレーション</u> 第4項 (現行どおり)
附則 (新 設)	附則 (<u>商号変更の効力発生</u>) 第2条 定款第1条(商号)及び第12条の5(金 銭を対価とする取得請求権)第3項の変更は、2024 年1月1日に効力を生じるものとする。なお、本 附則は、定款第1条及び第12条の5第3項の変更 の効力発生日経過後これを削除する。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	2023年6月28日(予定)
定款変更の効力発生日	2024年1月1日(予定)

なお、5月末を目処に当社コーポレートサイトをリニューアルする予定です。

URL : <https://www.tomoegawa.co.jp/>

以 上